

令和元年5月28日現在

機関番号：13901

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2015～2018

課題番号：15K04220

研究課題名(和文) 戦後改革期における公立大学の成立過程に関する実証的研究

研究課題名(英文) A Study on the Process of Establishment of Public University in the Postwar Reform Period in Japan

研究代表者

吉川 卓治 (YOSHIKAWA, Takuji)

名古屋大学・教育発達科学研究科・教授

研究者番号：50230694

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,500,000円

研究成果の概要(和文)：本研究は、戦後改革期において公立大学がいかなるものとして成立したのかということを一資料の収集・分析を通して、理念、制度、実態の三側面から実証的に明らかにすることを目的としたものである。この時期、公立大学独自の意義への関心は弱く、アメリカ型の理念への明示的な転換は見出されなかった。一方で、制度面では学校教育法の成立により存続できなくなった専門学校を学校種の一時的変更により存続を担保する制度的仕組みが導入された。さらにその制度的枠組みのもとで地域では公立専門学校を公立大学へと昇格させる運動が展開されていたことを示した。

研究成果の学術的意義や社会的意義

公立大学は、戦後改革期においては、明確な理念に基づいて作られたというより、学校教育法による旧制度の廃止にもかかわらず一時的な存続の仕組みを利用するなどして、地域の意向を受け既存の専門学校の昇格という形で成立した。このため、公立大学のあり方をめぐる理念の確立は後の時期の課題として残されたことなどを明らかにした点に学術的意義がある。また、こうした成果は、今後の公立大学のあり方や、大学と地域との望ましい関係について考えるための基礎的材料となるもので、その点に社会的意義があると考えられる。

研究成果の概要(英文)：The aim of this study was to clarify the process of establishment of public university in the postwar reform period in Japan. There was little interest in independent idea between region and university, while there were no clear changes in idea of public university. Some temporary systems were made by Ministry of Education to maintain old type colleges (senmon gakkō). Under these conditions upgrading movements to university by local community were expanded.

研究分野：教育史

キーワード：戦後改革 公立大学 地域 昇格運動

様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19、CK - 19 (共通)

1. 研究開始当初の背景

戦後日本では、長いあいだ公立大学は私立大学と国立大学とのあいだの「谷間」とみなされ、関心が注がれることはほとんどなかった。確かに公立大学は、1945年の時点でわずか2校に過ぎなかった。しかし、1952年には33校となり、2014年現在92校にまで増加して、国立大学の86校を上回った。こうした公立大学の大学全体に占める位置の急速な高まりは、今日、公立大学についての研究が急がれる基本的な背景となっている。

しかし、従来、戦後の公立大学に関する歴史的研究は、量的にも質的にも十分に進められてきたとはいいがたい。戦後大学改革をもっと詳しく論じた海後宗臣・寺崎昌男『大学制度 戦後日本の教育改革9』(東京大学出版会、1969年)でもほとんど言及がない。その後、研究がなされたとしても、内田穰吉他『公立大学 その現状と展望』(日本評論社、1983年)などのように、当事者による回想や意見表明が多く、客観性という点で限界を有していた。ようやく1990年代以降になって研究が進むようになった。代表例として、村田鈴子編著『公立大学に関する研究 地域社会志向とユニバーサリズム』(多賀出版、1994年)、高橋寛人『20世紀日本の公立大学 地域はなぜ大学を必要とするか』(日本図書センター、2009年)がある。とくに後者の登場により戦前・戦後を通して公立大学の歴史的展開過程について大まかな見通しを得ることができるようになった。しかし、いずれの先行研究も、基本的に個別の大学史や自治体史という、二次資料に大幅に依拠しているという決定的な限界をもっており、一次資料に基づく精査・克服が求められている。

2. 研究の目的

本研究は、近年急速に増加し、地域振興における重要性が注目されている公立大学を対象とし、今日の原型が成立した戦後改革期に注目して、公立大学がいかなるものとして成立したのか、ということを一資料の収集・分析を通して、理念・制度・実態の三側面から実証的に明らかにすることを目的としている。

従来の戦後大学史研究は、基本的に国立大学と私立大学を対象としてきたが、公立大学の歴史に取り組み本研究によって戦後大学史像の総体を再構成する可能性が期待できる。

3. 研究の方法

本研究では、国内調査および国外調査を実施することで、公立大学の理念・制度・実態にかかわる一次資料を幅広く収集する。そのうえで公立大学の設置主体を大都市と地方都市に分けて分析を行なう。

4. 研究成果

(1) 公立大学の理念

戦後改革において、公立大学の転換があったのではないかと仮説のもとで分析を進めた。戦後教育の基本理念はまずは『米国対日教育使節団報告書』(第一次)に示された。しかし、そこには帝国大学の特権的地位への批判、あるいは高等教育が「少数者の特権」から「多数者の機会」となるために college や university を増設することの提案などはみられるものの、地域と大学との関係、あるいは公立大学に関する明確な理念は示されなかった。またその草稿についても入手可能な資料に基づいて検討したが、そこにも見出すことはできなかった。

そこでさらに戦後改革期から射程を延ばし、戦後の全期における公立大学の施設傾向とそれにかかわる政策動向を整理した。そこで、1980年代半ばまでの公立大学数の停滞期における政策動向のうち、1970年代前半までの政策全般における施設抑制の構造を把握した。また、1970年代後半における高等教育機関の抑制傾向のなかで公立大学への期待が縮減する一方、「国土開発」の観点から公立大学への期待が高まっていたと捉えることができた。これは、戦前期の1918年に初めての公立大学として認可された大阪医科大学の初代学長佐多愛彦がドイツのフランクフルト大学などをモデルとして形成し、大阪市長の関一に継承された、都市とのかかわりで意義をもつものとされた戦前の公立大学理念とは方向性を異にするものであると指摘することができる。

(2) 公立大学の制度

公立大学は、戦前においては1918年制定の大学令において初めて設置が認められることになったものの、それは「特別ノ必要アル場合ニ於テ」、府県にのみ(市には1928年改正で)設置が認められる、あくまで例外的な位置に置かれていた。また1903年制定の専門学校令も「北海道府県又ハ市」に認めたものの(沖縄県には一貫して認められなかった)、「土地ノ情况ニ依リ必要アル場合ニ限り」として、公立の専門学校の設置は限定を付されていた。高等学校については、1918年改正された高等学校令で「北海道及府県」に設置を認めた。これに対して、戦後1947年3月に公布された学校教育法では、国、地方公共団体、学校法人に大学設置を認めた。公立の高等教育機関の設置を抑制する文言はなく、また自治体のレベルによる制約は法的に規定されなかったのである。

こうした学校教育法の成立過程における公立大学設置に関する規定について、「春山順之輔資料」により確認すると、1946年10月27日付の「学校教育法要綱案」の段階で、「国、公共団体又は私人は学校を設置することが出来ること」と、すべての学校の設置者にかんしてまとめ

られ、また高等学校、専門学校、大学という高等教育機関について「公共団体」による設置には制約が記されていない。高等教育機関が大学に一本化された1946年12月24日付の「学校教育法要綱案」でも「国、公共団体又は私人は学校を設置することが出来る」とされ、公立大学設置について特段の規定は設けられなかった。このように早くから大学設置への公共団体への制約は取り除かれていた。この背景には、『米国対日教育使節団報告書』（第一次）における大学増設を求める内容や、文部省の「学校整備方針案」（1946年9月9日付）で「大学、高等専門学校等の地方分散方策」が制度改革上の「趣旨」の一つに掲げられ、「要領」において公立大学の「地方での設立を歓迎する」との文言に表れたような、大学拡充の方途として公立大学を位置づける志向があったとみられる。

次に注目すべきことは、学校教育法とそれにかかわって出された令規のなかには公立大学の成立にかかわるものがあったことである。すなわち第一に、学校教育法の附則第九十八条に「この法律施行の際、現に存する従前の規定（国民学校令を除く。）による学校は、従前の規定による学校として存続することができる。／前項に規定する学校は、文部大臣の定めるところにより、従前の規定による他の学校となることができる」とされた。第二に、それを受けて、1947年5月21日の文部省令第十号「従前の規定による高等学校に関する件」が出され「学校教育法第九十八条第二項によつて従前の規定による学校が従前の規定による高等学校となるときは、その高等学校は公立については都道府県及び市が、これを設置できる。／前項の高等学校の高等科は、文科又は理科の一部を欠くことができる」とされた。これによって、従来、府県にしか認められてこなかった公立高校が「市」にも設置が認められることになった。これは、医学専門学校や歯学専門学校の旧制度での大学昇格を目指していた文部省がGHQの反対にあったため、それを説得するまでのあいだ、それらの学校が一時的な措置として旧制高等学校（特設高等学校）になることを認めるためにとられた措置だった。こうした措置によって、実際に、山梨県立医学専門学校、秋田県立女子医学専門学校、福岡県立医学歯学専門学校の三校の公立医学（歯学）専門学校が他の官立二校、私立二校とともに「特設高校」として設置された。このうち山梨と秋田はそれぞれ山梨県立高校と秋田県立高校となるものの、結果として大学への昇格に失敗してしまうのだが、福岡県立医学歯学専門学校は福岡県立高校となり、さらに新制公立大学である九州歯科大学へとつながっていった。

（3）公立大学の実態

旧制高等教育機関の公立大学への再編過程の実態について検討した。主として対象としては、山梨県の事例を検討することにした。山梨県は山梨県立医学専門学校をもとにして、それを昇格させるかたちで大学を設置する運動を展開したが、大学の設置は認められなかった。いわば「失敗した」公立大学の成立過程を対象としたのは、大学史研究ではいまだ個別大学史に依拠する傾向が強く、成立しなかった大学の学校史は存在しないからである。山梨県庁文書などに基づく分析の結果、それは先行研究が示してきたように文部省の医学視学委員会によるB級判定を受けたために昇格が認められなかったのではなく、実際には医学視学委員によって附属病院として、山梨県立医専に隣接する国立甲府病院の大学への移管が条件とされたにもかかわらず、山梨県の実情を国（厚生省）が却下したために挫折したことを解明した。これは、通常の大学史では決して表面にあらわれてこない公立大学の成立過程の実態をいわば裏側から明らかにしたことになる。

5．主な発表論文等

〔雑誌論文〕（計 7 件）

吉川卓治「戦後改革期特設高等学校の研究」、日本教育史研究会編『日本教育史研究』第38号、2019年、印刷中、査読有。

吉川卓治・阿部貴哉・藤井利紀・柘植宗樹・林喜子「名古屋医科大学の学生と教員の意識—名古屋医科大学鶴天学友会学生会部会編集・発行『名大』の検討を通して—」、名古屋大学大学文書資料室編『名古屋大学大学文書資料室紀要』第27号、2019年。「はじめに」（3～8ページ）および「結びにかえて」（38～40ページ）を執筆、査読無。

<http://hdl.handle.net/2237/00030064>

吉川卓治「一九二〇～四〇年代における医学視学委員の発足と活動—公立医科大学の設立にかかわる資料を手がかりに—」、名古屋大学大学文書資料室編『名古屋大学大学文書資料室紀要』第26号、2018年、1～28ページ、査読無。

<http://hdl.handle.net/2237/00027539>

吉川卓治「戦後改革期山梨県における公立大学設立運動」、『名古屋大学大学院教育発達科学研究科紀要（教育科学）』第64巻第2号、2018年、53～65ページ、査読無。

吉川卓治「戸村理著『戦前期早稲田・慶應の経営—近代日本私立高等教育機関における教育と財務の相克—』」神戸大学教育学会編『教育論叢』第24号、2018年、92～95ページ、査読無。 http://www.lib.kobe-u.ac.jp/infolib/meta_pub/G0000003kernel_81010522

吉川卓治「歴史的建造物と文書資料「一体的保存・活用」の意義と課題」、『名古屋大学重要文化財馬場家住宅研究センター報告』2016年度号、2017年、159～164ページ、査読無。

吉川卓治「公立大学の戦後史」、『IDE 現代の高等教育』2016年5月号、48～53ページ、査読無。

〔学会発表〕(計 2 件)

吉川卓治「戦後改革期特設高等学校の研究」、教育史学会第 62 回大会、2018 年 9 月 30 日、一橋大学。

吉川卓治「戦後改革期山梨県における公立大学設立運動」、中部教育学会第 66 回大会、2017 年 6 月 17 日、福井医療大学。

〔図書〕(計 2 件)

吉川卓治『戦後改革期における公立大学の設立過程に関する実証的研究』名古屋大学教育発達科学研究科教育史研究室、2019 年、全 106 ページ。

教育史学会編『教育史研究の最前線』六花出版、2018 年、全 308 ページ。第 8 章「高等教育史」のなかの第 2 節「日本高等教育史の展開」(212～219 ページ)を執筆。

〔産業財産権〕

出願状況(計 件)

名称：

発明者：

権利者：

種類：

番号：

出願年：

国内外の別：

取得状況(計 件)

名称：

発明者：

権利者：

種類：

番号：

取得年：

国内外の別：

〔その他〕

ホームページ等

6. 研究組織

(1) 研究分担者

研究分担者氏名：

ローマ字氏名：

所属研究機関名：

部局名：

職名：

研究者番号(8 桁)：

(2) 研究協力者

研究協力者氏名：

ローマ字氏名：

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属されます。